

〔倭訓栞

前編

三十〕

美

登

前編

十八〕

みやつこ 日本紀に國造をくにのみやつこ、伴造をとものみやつことよめり。

造字は北史に新羅官十七等を舉し中に第十七を造位とあるによりだりしにや、みやづかへより轉じたる語なるべし、或は御臣の義にて其國郡を治むるご、其部屬を掌るとの分ち也ともいへり。

〔倭訓栞

前編

十八〕

登

前編

十八〕

職掌ある部類をすべをさむる任をいふ也、よて孝德紀に若憂訴之人有伴造者、其伴造先勘當而奏せと見えたり、殿守のどものみやつことよめるは少異れり。

〔職官志〕凡稱造、稱直、是諸部君長之號、總名爲伴造。

〔姓序考〕伴造

伴造は其各部を司るをさしての謂なり、ことの意は伴附子也、伴とは其部曲の人をいへり、太古掌職人は自其事をなせしから、各部にありて職をなせしものをば某部と云りし、部は止毛とも牟禮とも訓て、其職をなす人等をひとつらになしての謂なり、各々にことわけて云には某作といへり、伴も部もひさつらのことにて、ことのなるにはあらず、物部氏、太伴氏は、朝廷の御守護能八十伴男トモラ云ひ、萬葉集第三第四第六第七第十九などには、物乃貢能八十伴男トモラ云ひ、萬葉第七には、韌懸流ヨコカル件雄廣伎キタカミ大伴トモラなどいへり、八十伴男トモラは八十部男トモラといへり、八十部男トモラは多きことを廣きことをいへり、八十部云トモラも、其部の多きを云稱言也、伴雄のことは、古事記傳第十五卷十八さるから姓氏錄に造姓いと多かれど、右にこのよしを委にいはれたられば、あはせみるべし、さるから姓氏錄に造姓いと多かれど、地號と造の條にいへり、上件國職號とのみ也、間人、酒人、櫛代、衣縫、神社、宮部、佐伯、門部、刑部、眞髮部、伊部、神宮部、掃守、秦幡文、工、大伴、吳服、坏作等、みな其職をもて氏に負るもの十九氏あり、此外衣縫部、佐伯部などのがたぐひ、部字のそはりしは又其下に在るものにて、是をしも部曲といへり、部曲の事トモラり故伴造としも云は、首、伴造、直、史の四等姓をいふことになれ、ご、公、國造、縣主、村主、稻置の五等姓までを混同しても伴造といへり、皇極朝廷二年九月丙午云々、仍賜臣連、伴造、帛布、各有差、冬十